

問合せ

- ・市民活躍支援課（担当者：小澤 真里）
（内線）3-2030（直通）0565-34-6660
- ・とよた男女共同参画センター（担当者：深谷 薫、宮地 達也）
（直通）0565-31-7780

Press Release

LGBTを対象とした「豊田市ファミリーシップ宣言」制度の 開始について

豊田市は、多様な個性を受け入れ、誰もが活躍できる社会づくりの一環として、性的少数者（LGBT等）を対象とする「豊田市ファミリーシップ宣言」制度を開始します。□

ファミリーシップ宣言とは、一方又は双方が性的少数者である二人が、婚姻と同様なパートナーであり、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣言し、市が「宣言証明書」を発行する制度です。

これにより、すべての市民が、社会とのつながりの中で、安心して自分らしい暮らしを実現することができる豊田市を目指します。

● 開始日

令和3年7月16日（金）から

● 宣言することができる人

以下の要件をすべて満たす性的少数者及びそのパートナー

- ①成年である
- ②市内在住又は3か月以内に転入を予定している
- ③配偶者や他のパートナーがいない
- ④パートナーが近親者でない

● 宣言場所

とよた男女共同参画センター（小坂本町1-25／豊田産業文化センター2階）

● 宣言及び証明書受領の流れ

- ①宣言者は、宣言日時を事前にとよた男女共同参画センターに予約する。
- ②宣言者は、ファミリーシップ宣言書を記入し、必要書類（住民票、戸籍抄本等）を添えて、宣言場所で提出する。
- ③市が宣言内容を確認し、約1週間後に証明書を発行する。

● 証明書の利用について

今後は、民間企業において利用できる制度が増えるよう働きかけを進めるとともに、引き続き、多様な性への理解を促進する啓発を行います。

● その他

制度開始にあわせ、7月15日（木）から22日（木）までの、午後7時から9時まで豊田スタジアムをLGBTのシンボルカラーである「レインボーカラー」にライトアップし、LGBTに対する理解を深めるきっかけを作ります。（レインボーカラー：赤、オレンジ、黄、緑、青、紫）



<宣言証明書>